令和5年5月1日

会員 各位

一般社団法人佐賀県鍼灸マッサージ師会　　会長　 江口 雅昭

令和５年度保険取扱い講習会開催について

前略　平素より本会の保険推進事業にご協力頂き有難うございます。

　下記要領にて保険取扱い講習会を開催いたします。知識が無いまま療養費や自賠責等の保険を取り扱おうとするとトラブルが起きかねません。不正請求のケースもあります。

　ぜひご参加くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。　　　　　　　草々

記

日時　　令和５年６月２５日(日)午後３時より(第1回生涯研修会終了後)

場所　　メートプラザ佐賀2F視聴覚室(生涯研修会会場と同じ)

　　　　　　　　　　　　佐賀市兵庫北3-8-40　電話0952-33-0003

内容　　『療養費の支給基準』から得た情報を共有します！

座長　　保険推進委員会

　　　　令和5年度生涯研修 単位2　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

☆　療養費支給申請書作成ソフト、受領委任共通総括票Ⅰ・Ⅱ作成ソフト、佐賀県後期高

　齢者医療療養費総括票作成ソフトを、本会の受領委任登録会員へ無償貸与しています。

　往療内訳表と一部負担金明細書１か月分用も作成できます。

　エクセルの基本操作ができる方であれば、簡単きれいに作成できます。計算も自動で行

　います。視覚障がいのスクリーンリーダーにも対応しています。

　パソコンにマイクロソフト社のエクセルが入っていれば使えます。

☆　健康保険以外で取扱える保険

　①生活保護法(生保)の医療扶助

　　保護を受けている福祉事務所で、鍼灸マッサージを希望し「保護変更申請書」を受け、

　　「生活保護法による施術費給付承認書」が交付されると、健康保険と同じようにかか

　　れます。

　②労働者災害補償保険

　　労災規定の診断書を医師より受け、勤務先で請求書に必要事項を記入されると、病院

　　と同時に鍼灸マッサージを受けることができます。

　③自動車損害賠償責任保険

　　保険会社へ鍼灸マッサージを受けたい旨を、患者さんに連絡してもらってください。